審議会等の会議の概要の記録

会　議　の　名　称	令和７年度　第２回甲州市障害者自立支援協議会
開　催　日　時	令和８年２月１９日　　午後１時３０分～午後２時４５分
開　催　場　所	甲州市役所本庁舎　２階　第１会議室
議　　題	（１）相談支援部会、児童部会の取組報告 （２）就労選択支援事業について （３）地域生活支援拠点事業について （４）来年度の取組について
出　席　委　員	小澤政司委員、早乙女修一委員、宮原健一委員、利根川稔委員 矢崎繁委員、鈴木雄人委員、岡本陽委員、石川拓巳委員、 牛越みほ委員、三科英訓委員、芦沢幸子委員、辻純二委員、 逸村一徳委員代理（廣瀬常隆様）、 飯室智恵子委員代理（太田福恵様）
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍　聴　人　の　数	０人
審　議　概　要	別紙会議録のとおり
事務局に係る事項	出席者 オブザーバー１名（澤登裕子様） 福祉総合支援課８名（土橋課長、松沢リーダー、窪川リーダー、 佐藤リーダー、戸嶋、雨宮、風間、萩原）
そ　　の　　他	

令和７年度　第２回甲州市障害者自立支援協議会　会議録（令和８年２月１９日）

内容	発言内容・決定事項等
１　開会 ２ あいさつ ３　議事 （１）相談支援部会、児童部会の取組報告	○相談支援部会 部会長 相談支援部会の役割は、市内の相談支援専門員が定期的に集まり、顔の見えるネットワークを構築する、相談支援の質向上を図る、連携事例検討を通じて明らかになった地域課題を整理し、本会への協議事項の提案をする、定期的に事例検討を実施し、障害福祉施策の動向を適切に見極め正しい知識を共有する、ということです。 その他、必要となる協議や各関係機関との情報交換など役割と目的を持って取組や会議を進めました。令和７年度の具体的な取組内容は、第１回目は、地域課題の意見を出し合うグループワークを行いました。第２回目以降は、その地域課題をどう進めていくのか、どのように考えていくのかを話し合いました。部会員から地域課題が５０個程出て、カテゴリーごとに５つに分け、どのように対応していくか検討中です。 地域課題で出た障害者の方の災害時の対応という項目に関わって、11 月には児童部会と合同で、要支援者台帳、個別支援計画について市の担当者から話を聞き、内容を理解することができました。 又、事例検討も行い、相談支援専門員の資質向上を行っている状況です。 令和８年度に向けても、３月に今年度最終の相談支援部会を行い、今年度の振り返りと来年度４月以降の取り組みについて、意見アンケートを取り、現状をまとめています。 先ほど防災というワードが出たので、他市町村での取組をご紹介します。他の市町村の家族部会から、防災に関するテーマを取り上げて、実際に取組を行った結果を聞く機会がありました。その中で、障害のある方が災害時の避難訓練に参加していなかったそうです。そこで、当事者家族も一緒に地域防災訓練をここ数年行っているとの事でした。甲州市自立支援協議会でも、そういった当事者の方の声を聞き入れて、当部会でも部会員一同、勉強を重ね、障害のある方に暮らしやすく、安心して生活しやすい環境を提供できたらと思っています。 ○委員 第１回６月の協議会では自立支援協議会児童部会の役割を確認しました。事前に市から調査が行われ、各事業所と部署が捉えている課題時や保護者、担当者、当事者が困っていることや甲州市で全体の課題等を抽出し

	て共有しました。 　第２回９月、第１回目の集約として出された課題は５つありました。職員の質の向上。学校との情報共有とその方法。支援者間、他機関との連携。保護者支援、保護者教育。母子保健の支援体制の共有、可視化。次にこの課題に対しての取り組みの優先順位が話し合われ、学校や他機関との連携や保護者の理解を深めるために、こども福祉ガイドの作成を行うことになりました。活用については、令和８年度以降、こども福祉ガイドを用いて、市民、保育所、学童、学校等に年齢に応じて利用できる資源がどのような場合に利用できるのか、障害福祉サービスを利用するまでの流れを理解しやすくまとめて、各部署で活用することになります。 　第３回 11 月、相談支援部会と合同開催で、事業所の取り組み状況や、個別避難計画の必要性の理解と共有を行いました。 　第４回１月、こども福祉ガイドの検討を行い、改正など細かい変更をし、まずは必要な部分から現場で使えるように基本の概要としてまとめました。お手元に、資料（案）をお配りしたのでご覧ください。 　第５回は３月に予定しています。７年度の振り返りと、８年度に向けた検討を行う予定です。 　この福祉ガイドは、担当者および部署の方々には短い時間で、修正および各意見が反映されており、とてもよくできていると思っています。 ＜質問・意見＞ 〇委員 　防災の話が出たのでお話しします。市で作成した防災マップですが、我々視覚障害者は当然見えないわけですから、分からないのです。耳で聞く防災というアプリを作っている会社があり、そのアプリについての県で開催した講演会に参加しました。要は、スマホ持っている方が、自分の位置情報を利用して、その位置が洪水に遭ったときに水没するかどうかの情報を瞬時に提供するものです。残念ながら山梨県はその会社と協定結んでないので使えないですが、全国でも少しずつ各県が使えるようになってきているようです。利用料がかかるようなので、市で対応ということではなく、もし市で県とそういう話す機会がありましたら、県の方で対応して欲しいという話をしてください。 〇事務局 　視覚障害者の方については耳から聞こえる情報が重要だと思います。県で契約はまだできていないということですが、定期的に県の自立支援協議会もございますので、機会があれば、このような意見があったこと、報告や周知をしていきたいと思います。

（２）就労選択支援事業について	○事務局 　来年度の障害者基幹相談支援センターの立ち上げについて、組織と名称方針、協議会での報告についての説明。委員への協力依頼。 　資料に基づき就労選択支援の対象者、事業の目的、甲州市の現状と方向性の説明。検討の場への協力依頼。 ＜質問・意見＞ ○委員 　以前甲州市で自立支援協議会の就労部会に参加していたことがあったのですが、利用者さんが山梨市や笛吹市と重複することが多いように感じます。他の地域生活拠点事業などは峡東三市でやっていますが、就労系のことも峡東三市でやった方が、情報共有など効率が良いと思うのですが、そういう構想はありますか。 ○事務局 　今のところ、峡東三市合同でするということにはなっていません。現状各市それぞれでしているのが現状です。現場の状況からすると共通の方がやりやすさなどもあると思うので、山梨市と笛吹市にこちらから相談することはできると思います。 ＜質問・意見＞ ○委員 　今までは障害者が就労をしたい場合は、障害者就業・生活支援センター「コピット」などでアセスメントや管理、一般企業の障害者就労などもやっていたが、就労選択支援事業でその機能が重複するような印象があります。どういう住み分けでやっていくのか、就業生活支援センターの一部の機能でも良いような印象ですが、いかかでしょうか。 ○事務局 　コピットの役割は一般就労を目指すというところで、面接の指導など、就労先がなんとなく織り込み済みで支援していくけれど、就労選択支援事業というのは、客観的に就労面のアセスメントを１週間かけてやり、どこがいいかというのを選択する事業になります。 ○委員 　本人たちはどうしたらいいか分からないから、就労Ｂ型がいいのか、一般就労できるのか、それをアスメントして欲しいわけですよね。最初からどちらかに分けられないと思うので、その辺をどうしていくのかが課題だと思います。

	○事務局 　学校の先生たちは、生徒の学校生活の状況は分かるけれど、将来仕事をするというところのアセスメントは限界があり、市でも把握しきれていないところがあります。事業所ではどんなことに悩んでいて、どのようにすればその人に合ったところを考えていけるのかを、みんなで一緒に考える機会が設けられれば良いなと思っています。
（３）地域生活支援拠点事業について	○事務局 　資料に基づき地域生活支援拠点事業の説明。峡東圏域地域生活支援拠点等事業実施要領について説明。 ＜質問・意見なし＞
（４）来年度の取組について	○事務局 　資料に基づき来年度自立支援協議会　開催予定の説明。 　参考資料「第７期甲州市障害福祉計画・第３期甲州市障害児福祉計画」、「甲州市自殺対策計画（第２期）誰も自殺に追い込まれることのない甲州市をめざして」についての説明。 　自立支援協議会本会委員の任期について説明。 ＜質問・意見なし＞
４　その他	○事務局 　カスタマーハラスメントの周知として、全体の３分の１以上が、福祉サービス系の営業所が最もカスハラを受けているという状況です。医療系従事者を含めると、介護福祉医療系の職種でも４割近い人がカスタマーハラスメントを一度でも受けたことがあるという実態が公表されています。会社内のトラブルとか不当要求は労働基準監督署に言えば良いと思うのですが、事業所が何かすごいカスタマーハラスメントのクレームを受けた場合のハローワークでの受け入れはありますか。 ○委員 　今お話があったように、例えばセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどがあった場合は、法律が基本的に労働基準法になり、ハローワークは職業安定法で、法律が異なります。ハローワークには、事業所間の問題まで踏み込む権限がないため、労働基準監督署の管轄になります。そこには、労働相談窓口が設置されていますが、そこにまで至らない場合には、事業主と労働者で双方和解に向けた相談をするところが、上部組織である山梨労働局に「雇用担当課環境均等室」というところに窓口が設けられています。

	そこでは、労働局長が双方を呼んで相互和解に向けた話し合いをするというような相談方法があります。実際に労働基準監督署の方に訴えるようになり申し出をすると、法的な措置という強い扱いになるため、労働者がその後も働き続けたい意向がある場合には、ワンクッションという意味で、総合労働相談窓口へ問合せしてもらえればと思います。 　ハローワークとしても、そういった窓口を斡旋していますので、相談を受付けています。最終的には、ハローワークの手からは離れてしまう状況です。 〇事務局 　ありがとうございました。この件に関しては、医療系の職種に多いそうなので、こういう方がいるかどうか伺えますか。 〇委員 　実際に、うちのクリニックには強いメンタルの不調や障害のある方がいるので、暴言や暴力ということはあると思います。いわゆる普通のカスタマーハラスメントと、障害の事業所とかの利用者さんによる暴力や暴言というのは少し性質が違うため、それを全部カスタマーハラスメントとして扱うのは疑問だと思っています。 　例えばご家族等が強い苦情を入れてくるのは、カスタマーハラスメントだと思います。しかし、障害を持っている方の暴言や暴力の場合は、それを全部同じレベルで考えるべきなのかというと、僕は疑問だなと思います。 〇委員 　カスタマーハラスメントの人やモンスターペイシェントなどいろんな方がいて、引き合いにだされますが、そういう方がいるということは、僕の目から見てもあると思います。 〇事務局 　ありがとうございました。カスタマーハラスメントについては、10 月から法律化もされますので、皆さんの事業所でも対策をお願いしたいということを受けて話しました。 　最後になりますが、甲州市の自立支援協議会について、今年度は今回が最後となります。来年度については先ほど予定で連絡した通りです。開催通知は、会議の 1 ヶ月前を目安に郵送しますので、引き続きよろしくお願いします。 　事務局の方からの連絡は以上になります。今日の会議の内容を含めて何かあれば、意見質問等を受けたいと思います。

	＜質問・意見＞ 〇委員 　昨年 12 月に山梨県立こころの発達総合支援センターに研修に行った時に、発達障害の診断が出るまで２，３ヶ月かかるという話がありました。見学者から施設に「もっと早くならないですか。」という質問が出たのですが、施設の返答は、「個人的な質問は、市町村を通して質問してください。」ということだったので、今回質問しました。 〇委員 　発達障害の方の支援については、やはりここ 10 年、15 年の中で出来上がってきているもので、実際、発達障害の方の数も急激に増えているのが現状です。山梨県には公的な場所が、こころの発達総合支援センター１ヶ所しかありません。ですから、相談まで６ヶ月待ちや、診断名で１年待ちという現状があります。やはり、発達障害による診断や支援が基幹的なところだけではなく、どこの心療内科や精神科でもできるようになることが目標です。そのために今、いろんな活動、教育や勉強をして、どこのクリニックでも診断を受けられる状況になることが、望ましいことです。そうすれば、もう少し短時間で、診断が受けられるようになると思います。
５　閉会	